

令和5年度 第8回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年11月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第27号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第28号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
議案第30号 農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 伊佐 浩二
坂本 導成 松野 文男
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
松永 博文 井芹 康雄 上村 敦之

8. 議事録署名人

14番 中村 節美

1番 境 栄一郎

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですけれども、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第8回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。お米の収穫も終わりました。もう11月であり立冬も過ぎまして、来月は師走です。師走が過ぎれば正月、そして2月には立春ということで、歳月人を待たずと言いますが、改めて月日のたつのは早いものだと感じています。そんな中で、11月の甲佐カントリーは13日から大豆の受入れを予定しております。法人の方、個人の方で大豆を作っておられる方は、作業が大変ですけど、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さきの臨時国会における代表質問をたまたまラジオで聞いていたんですが、維新の会の議員さんがいいことを言うなと思って聞いていました。日本の農業は大規模化、法人化、あるいは認定農業者ということで国は一生懸命応援しているけど、まだまだ日本には中小・零細規模が多いのではないかとということで、いわゆる直接払いの交付金等もそちら向きに振り向けるのではないかとという言い方をしきりにされていましたが、国のほうはありきたりの答弁で、そこまではいかない、法人と認定農家だけということですっぱり切っていたようですが、やはりそこら辺も、本当は日本の農業を守るためには、中小零細規模にも光を当てないと、ましてや自給率も上がらない、こういう内容もあって、全くそのとおりだと思います。今後、日本の農業がどうなるか分かりませんが、我々も農政に携わる者として、その辺は注視し

ていきたいと思ひます。

本日は、3条案件、5条案件、それから基盤強化法、それと農振除外関係が用意されておりますので、皆さん方の忌憚のない意見をお願いしながら、冒頭に当たりましたの御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは本日は、14番委員の中村節美委員、それから1番委員の境栄一郎委員にお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思ひます。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速議案審議に入りたいと思ひます。

議案第27号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第27号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思ひます。2ページをお願いいたします。

番号1番について審議したいと思ひます。

3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。それでは、説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに木村のあられ、ネッツトヨタさんがありまして、今回の申請地は、東へ約700メートル、字小中尾に1筆、中尾に9筆、もう1筆、沼間口に1筆、このように合計11筆が点在しています。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます。3番委員の清住委員から、農地の使用貸借権設定(20年)について、農地法上問題がないかを説明願います。

○3番 3番委員の清住です。今回の申請は農業者年金再設定のための申請です。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度あり、取得後、農業を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。先月の10月27日に、会長、河嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗に11筆あります。また、申請地には、米、花卉、栗の栽培を計画されています。

周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 譲渡人と譲受人の関係性と、譲渡人の年齢に対して契約の種類が20年、この部分をお尋ねします。

会 長 事務局、よろしいですか。

事務局 はい、事務局から回答いたします。

まず、譲渡人と譲受人の関係ですが、親子です。

20年で設定をされているのは、先々のことを考えて、5年、10年にするとすぐ契約の更新が来るので、今回、農業者年金の再設定のための更新ということで、20年での申し出がありました。

○1番 親子ならやるわけにはいかないのですか。

事務局 農業者年金の制度上、一旦期間が来たら再設定をしないといけないので、農業者年金の都合で、今回申請になっています。

○1番 こういう形になっていると。

事務局 はい。

- 会 長 よろしいですか。
- 1番 はい。
- 会 長 ほかに何か御意見ございませんか。
ほかにはないようでございます。
それでは、採決を行います。
許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号2番について審議したいと思います。
5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。
- 5番 5番委員の伊豆野です。では、本件について説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
まず、申請地はこちら、赤色の部分です。こちらに町営住宅立岩団地がございまして、こちらが甲佐高校です。今回の申請地は町営住宅立岩団地から西へ約350メートルの有安字前田に1筆あります。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして5番委員の伊豆野委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。
- 5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得たので申請となりました。
それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。
①については、取得後において全ての農地を効率的に利用できると思います。
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われまます。
⑤については、該当しません。
⑥については、問題ないと思われまます。
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っております。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。先月の10月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は大宇有安にある農地1筆です。

申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま12番委員の河嶋委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

本田委員、どうぞ。

○10番 譲受人が88歳ですけれども、これは自分1人でやられてるんですか。

事務局 事務局から回答させていただきます。

88歳なんですけれども、娘さんと娘さんの御主人が八代市にお住まいでして、娘さんと娘さんの御主人のお二人とも定年をされていまして、ちよくちよく甲佐町に帰ってきては農作業を手伝っていらっしゃるということでした。

現地確認に伺った際のこちらの写真に写ってらっしゃる方が御本人さんでして、このように現在もお元気でいらっしゃいます。

○10番 あまりにも御高齢なものですから、これで5年間と言ったら本当に仕事ができるのかなと疑問だったんです。

会長 では、よろしいですか。

○10番 はい。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ないようです。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号2番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 それでは、申請地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリ

ーンで説明いたします。

申請地はこちらの赤色の部分です。こちらにふれあい広場、こちらに龍野小学校がございまして、今回の申請地は、こちらの龍野小学校から東へ約1キロメートルのところに1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます、12番委員の河嶋委員から農地の所有権移転について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。今回の申請は申請人が相手方の農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。先月の10月27日に、会長、河嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字中横田にある農地一筆です。申請地には栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員、どうぞ。

○10番 現在の耕作面積がゼロで経営規模拡大というのはどういう意味でしょうか。

事務局 事務局から回答いたします。

相手方は15年ほど前からお父さんと一緒に農業をされていらっしゃるんですけども、お父さん名義の農地のため、相手方の農地としては耕作面積がゼロとなっています。

以上です。

○10番 ということは、150日、兼業か何かでこの人が応援されているということですね。

事務局 そうですね。

○10番 そういうことですね。それで、その方が今回、個人名義で増やされるということですね。

事務局 そうです。

○10番 分かりました。

会長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 私が冒頭3番と読みましたけど、4番の誤りでしたので訂正をいたします。

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

非常に見えにくいんですが、申請土地はこちらの赤色の部分です。こちらが糸田堰になっておりまして、その辺りに糸田公民館がございます。

こちらが譲渡人の御自宅でございます。譲受人の方の御自宅はこちらにございます。今回の申請地は、こちら申請人の方の裏の農地に1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人と相手方との間で、農地の売買について相談し、了承を得られたので、申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理す

ることに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。先月の10月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は大字糸田にある農地1筆です。

申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれないことを報告します。

以上です。

会 長 ただいま12番委員の河嶋委員から、現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。どうぞ、境委員。

○1番 見た感じ、こんなハスワというか、ほかの畑から全然離れたところみたいな感じですけど、どの地域でもこういう小さくて形が悪くて、専業農家ではできない形の畑や田んぼがあると思いますが、そういうところをこういう新しい方々が住めるような形でいろいろな広報活動を町のほうでしてもらいたいと思います。

会 長 何か事務局は答弁ありますか。

事務局長 今度の農地法改正で5反要件がなくなったということで、基本的にはこういった自家用野菜の菜園みたいな形でも、毎日ちょっとずつでもすれば従事日数も増えると。農機具についても、そこが耕作できるような農機具、管理機であったりとか、そういうのでも受けていいということで、大分緩和されております。

おっしゃったように、農家以外の方、販売農家以外の方でもそういうところを購入したり賃貸借されたりすることが可能に今度の改正でなっております。それについては、国のほうでも今のところ法律上それは可能ということになっておりますが、それが今度、農業の農地の集積とか集約に関してどういうふうになっていくのかということで、国のほうはまだ今から考え方が変わる可能性もございます。ちょっとまだ今、うちとしましても、大々的に広報するというよりちょっと様子を見ているような状況で、それを見極めながら判断していきたいと思っております。

以上です。

○10番 ちょっと今の答弁について質問ですけど、農地を買われて宅地で申請するときには、建蔽率の問題で家を建てる時にほんの少し農地が残っているんですよ。それは売買できてないんですよ。本人の中も、建蔽率の問題で1畝とか2畝ぐらいの放棄地がいっぱいあるんですよ。その分は国として解決する要望はあるんですか、今みた

いな問題で。

事務局

甲佐町は都市計画区域ではないので建蔽率は関係ありません。ただ、おっしゃるようにちょっとだけ残っているところが多々あります。今、例えば、その家を売りに出したときに、以前だったらその小さい1畝ぐらいの農地については5反以上持っている農家じゃないと買えなかったんですけども、今回の農地法改正で、農家じゃなくてもそこで野菜の栽培をするということであれば買える形になりました。以前、条例で、そういう面積が少ないところに関しては売買できると定めている町村もございました。ただ、うちに関してはそれしておりませんけれども。

現状としては、そういうところもこういうケースということで可能になっている状況です。ただ、先ほどおっしゃいましたように国のほうがというのが、国のほうも今いろいろ、右向いたり左向いたりされているような状況ですので、ちょっとそこは注視してうちのほうも考えていきたいと思っています。

○10番

結局、放棄地の調査のときに、例えば、道ができた。自分の土地が半分に分かれた。三角形がほんのちょっと残っているというのはほとんどが放棄地になっています。その分を解決していかないと、いつまでも放棄地を潰す方法がないんですよ。それは結構多いです、調査に回ると。

事務局長

おっしゃるとおりだと思います。特に本町は、道路の買収残とか、そういうところが結構残っている部分はあります。そこについて、今国のほうで何か対策という話については今のところありませんので、そこはおっしゃるとおり考えていかなければいけないところかなというふうに思います。

会長

境委員、本田委員の質問に対しては、局長が申しましたような形で、まだ確定的なものはないということです。今後注視していきたいと思っています。

そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかはないようでしたら採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、それでは、議案第28号に入ります。

農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、7ページをお願いします。議案第28号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、8ページをお願いします。

議案第28号、農地法第5条許可申請書審議調書番号1番から番号3番までについては、譲受人と転用目的が同一の案件ですので、一緒に審議したいと思います。

3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。それでは番号1番から番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料9ページのほうに添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

まず、下からこのように県道の嘉島甲佐線が通っております。そして、こちらにネッツトヨタさん、木村のあられさん、そして、現在のダイハツさんがこちらにございます。

今回の転用申請は、こちらの既存施設に接しております農地3筆、こちらに3枚ということで、右側は芝原集落、左側は吉田集落です。

位置につきましては、以上でございます。

会 長 それでは、続きまして転用申請に係る可否の判定について、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。それでは説明をいたします。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、駐車場にするために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題ないかどうか説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上で、農業公共投資の対象となった農地であるため、第1種農地に該当します。

②については、第1種農地の転用は原則許可できませんが、第1種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、周囲にL型擁壁等を施し、土砂の流出を防ぐとされているため、周囲の営農に支障が及ぶおそれはないと思われま

⑤については、問題ないと思われま

⑥については、今回の申請地は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。先月の10月27日に、会長、河嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字芝原字芝原第一にある農地3筆で、第1種農地に該当しますが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から、現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するため転用は可能と判断するとの説明があったところで

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員、どうぞ。

○1番 この交渉に当たって、譲受人は譲渡人に直接交渉されたのか、それとも、この地区担当委員が中に入って交渉がまとまったのか、その辺のところを。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 今回の御質問ですが、直接、代理人を通して交渉されております。地区担当委員様を通したお話し合いはなかったと聞いております。

○1番 では、全然別の方が中に入っての交渉と。

事務局 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1から番号3番につきまして、当農業委員会としては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

それでは、続きまして、議案第29号、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、10ページをお願いいたします。議案第29号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いいたします。

甲農第1427号、令和5年10月25日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の12ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和5年度第8回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が3筆の2,705平米となります。

賃借権の新規につきましては、5年の田が1筆の1,672平米となります。

使用貸借権については今回ございません。

今回の利用権設定の合計は、田が4筆の4,377平米となります。

所有権移転についてもございません。

委員の皆様には御審議いただきますは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、13ページをお願いします。議案第29号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議をいたします。

番号1番について審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。お手元の資料14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに田代池がございまして、今回の申請地は、こちらの田代池から北東へ約230メートルの上早川、宇上田代に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今

回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ございませんか。
田上委員。

推進委員 この地区は水田にイノシシが非常に出る地区で、それへの対策をどうされるか。
今からのことですからちょっと分かりませんが、それで飼料稲などをやめてしまった
地区なものですから気になります。

会 長 課長からどうぞ。

事務局長 法人でされておりますので、今年度については補助を町に申請されて、今、電
気柵を設置されています。田代のほうについても今から先だんだん広げていきたい
とおっしゃっていますので、多分そっちも電気柵であったり、そういう対応をされ
る予定と聞いております。

会 長 いいですか、田上委員。

推進委員 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第30号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について
を議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、15ページをお願いします。

議案第30号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき別
紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の16ページをお願いいたします。

甲農第1343号、令和5年10月11日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町
町長、甲斐高士。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について諮問。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項
の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します。

詳細については事務局から説明いたします。

以上です。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、場所についてはこちらに示しておりますが、この土地につきましては農業公共投資の対象となった農地で、周囲10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則許可することができないとされておりますが、今回の申請地は、既存施設に隣接しており、面積も既存施設の2分の1以下であるため、農地法の運用についての例外規定、既存施設の拡張に該当すると思われまます。このため事務局としては転用については農地法上問題ないと考えます。

地図の説明を申し上げます。お手元の資料の18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

右側、こちら右端のほうが龍野小学校、左側が緑川団地、国道443号線がこのように通っておりまして、真ん中、町営の下横田団地、そして、ここには建物が写っておりませんが、現在、こちらの3筆が既存施設として使用されております。そこに隣接する赤く示した場所が、今回、諮問に上がった農地でございます。

以上です。

会長 ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、町長からの諮問の案件の番号1について説明があったところです。いわゆる既存施設に隣接しており、面積も既存施設の半分以下であるため例外規定に該当し、既存施設の拡張に該当するため、農地法上問題ないという説明があったところです。

これより質問に入りますが、何か御意見ございませんか。

境さん、どうぞ。

○1番 多分こういうところは境界杭とかちゃんとあって面積の確認ができていると思うんですけど、ちょっと関係ないかもしれませんが、基本的に基盤整備とかされる場合、境界杭に対して畔はどのようにできるんですか。

事務局長 今、甲佐町の場合は全部、地籍調査してありますので、そこで全て座標があります。仮に畔倒しとかされる場合については、そこについては確実に復元ができるような形になっておりますので、それを基に復元をする形になります。

○1番 畔の形がこうあるじゃないですか。その中心をとるんですか。

事務局長 ああ、そういうことですね。

事務局長 境界に対して畦畔の位置はどこなのかという御質問かと思いますが、下白旗地区の圃場整備してあるところは畦畔の真ん中と聞いております。上のほうに来るとほとんどが畦畔の下。

- 1番 下までが上の人のものと。
事務局 そうです。乙女地区もそうです。
- 1番 前そういうふうに聞いたんですね、白旗のほうは真ん中というふうに。
事務局 真ん中となっています。
- 1番 統一されているのかなと思って。
事務局長 だから、そこについては全然、どこをとるかという、地区で基盤整備したときにそこで取ったということです。畔のつくり方がですね。ということで、だから、ばらばらになっていて、その統一というのは今のところありません。
- 会 長 私も、いわゆる畔倒した土地を復元するときに、畦を再度ついたわけですね。ついた後で、地権者からちょっと歪んでいないかと質問が来るんですよ。だけど、座標をつかって線を引いてもらったので、間違いないよということで。だから、白旗辺りは真ん中になっています。そういう経験があります。
- 12番 畦は上の田んぼの持ち物であって、段があるけんが。あれは水平やっけんね。
○1番 だけん、畔の下の段までが上の土地ということでしょう。
事務局 傾斜地であれば法尻になると思います。平坦部であれば、今、会長がおっしゃったとおり、真ん中であったり、法下ということで、下の法が上の人の敷地面積と。
- 1番 じゃあ、上の方が……。
事務局 またその上に。
○1番 ああ、そうなるんですね。
- 10番 だから、うちの集落は、段があるから、下畦が地主。だから、下畦のほうに打ち込んでおります。奥のほうに。だから、上の畔は上の地権者。だから、その次の田んぼというのは10センチ高くなっています。で、下がるから、その次の畔が、要するに下畔がその地権者の物。だから、結局掘ってみると角に埋めてあります、全部下さん。だから、場所によって違います、つくり方が。
- 会 長 境委員、いいですか。
○1番 はい。
会 長 ほかに何かこれに関して御意見ございませんか。
それでは、ほかにはないようでございます。
それでは、採決を行います。問題なしか問題ありで決定したいと思います。問題なしと思われる方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号1番の転用については、農地法上問題はないということで町長のほうへ答申をしております。
以上で本日予定をしておりました議題は全て終了いたしましたので、事務局のほ

うへボタンをタッチいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、長時間お疲れさまでございました。これをも
ちまして、第8回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

14 番

1 番